

日医発第 529 号 (保 107)  
平成 19 年 9 月 6 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

新潟県中越沖地震による政府管掌健康保険及び船員保険  
の一部負担金等の減免措置について

今般発生いたしました新潟県中越沖地震による政府管掌健康保険及び船員保険の一部負担金等の減免措置につきまして、平成 19 年 8 月 30 日付庁保発第 0830001 号で社会保険庁運営部医療保険課長からその取扱いが示されましたので、取り急ぎお知らせ申し上げます。

政府管掌健康保険及び船員保険における一部負担金等の減免等の内容につきましては、平成 18 年 11 月 15 日付庁保発第 1115001 号（平成 19 年 2 月 23 日付日医発第 1117 号にてご連絡済み）にて示されているところであり、対象となる災害について、個別の災害の状況に応じ別途通知することとされておりました。なお、今回、徴収猶予の取扱いはありません。

今回示されました取扱いは下記のとおりであります。

つきましては、本通知の内容につきまして、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、「医療保険」—「地震などの災害時における保険診療等に関する情報」に掲載いたします。

記

第 1 政府管掌健康保険

1 一部負担金等の減免の対象となる被害

(1) 対象となる災害

平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震

(2) 対象となる被害

ア 本措置の対象となる被害は、(1)の災害により、被保険者又はその被扶養者(以下「加入者」という。)の住宅が全壊、大規模半壊又は半壊となったもの。

イ 本措置の対象となる被害は、以下の地域における加入者の住宅をいう。

新潟県柏崎市

新潟県長岡市

新潟県三島郡出雲崎町

新潟県刈羽郡刈羽村

(3) 被害の認定は、地方公共団体が交付する罹災証明書に基づき行われる。

2 一部負担金等の減免

(1) 加入者の住宅が全壊となった場合

加入者の申請により、当該加入者が受けた療養に係る一部負担金等のうち、平成19年7月16日から平成19年12月31日(以下「対象期間」という。)の間の額について免除することができる。

(2) 加入者の住宅が大規模半壊又は半壊となった場合

加入者の申請により、当該加入者が受けた療養に係る一部負担金等のうち、対象期間の額について、その1/2を減額することができる。

3 申請

(1) 一部負担金等の減免の措置を受けようとする加入者は、あらかじめ地方社会保険事務局又は社会保険事務所(以下「社会保険事務所等」という。)に対し、一部負担金等減額・免除申請書(庁保険発第0830001号中の「別紙様式2」参照)を提出し、一部負担金等減額・免除証明書(庁保険発第0830001号中の「別紙様式3」参照)(以下「証明書」という。)の交付を受けなければならない。この場合、加入者が被害を受けた住宅に係る罹災証明書を併せて提出すること。

(2) ただし、一部負担金等の減免対象たる被保険者等に該当する者であって、やむを得ない事情により一部負担金等の減免に係る証明書を保険医療機関等に提出できず、平成19年9月30日までに一部負担金等を支払っている場合は、一部負担金等還付申請書(庁保険発第0830001号中の「別紙様式4」参照)により還付を受けることができる。この場合、一部負担金等還付申請書には、支払った一部負担金等に係る領収書を添付すること。

(3) 3(2)において、紛失等により支払を行った一部負担金等に係る領収書を添付することができない場合には、当該申請者に係る診療報酬支払明細書(以下「レ

セプト」という。)に基づき支給額を算出すること。この場合、対象期間における一部負担金等の算出が困難であるときは、保険医療機関等に照会を行い、対象期間に係る額を確認する。

- (4) 一部負担金等減額・免除証明書の交付は、適用事業所を管轄する社会保険事務所等にかかわらず、原則として当該申請書の提出を受けた社会保険事務所等において交付する。
- (5) 一部負担金等還付申請書の提出がなされた場合は、当該加入者に係る適用事業所を管轄する社会保険事務所等において、支払処理を行う。したがって、当該適用事業所の管轄とは異なる社会保険事務所等に一部負担金等減額・免除申請書と併せて一部負担金等還付申請書の提出がなされた場合には、一部負担金等還付申請書については適用事業所を管轄する社会保険事務所等へ速やかに回送する。

#### 4 保険医療機関等における取扱い

※「政府管掌健康保険及び船員保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて」(平成18年11月15日 庁保発第1115001号 社会保険庁運営部長通知) 記載事項

- (1) 一部負担金等の減免の措置を受けた者が、保険医療機関等について療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給(以下「療養の給付等」という。)を受けようとするときは、3(1)の証明書を健康保険被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。
- (2) 証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付等を受ける際に健康保険被保険者証に当該証明書を添えて提出した場合、
  - ① 一部負担金等を減額された者は減額された一部負担金等を支払えば足りる。
  - ② 一部負担金等の支払を免除された者は一部負担金等の支払を要しない。
- (3) 証明書の提出を受けた保険医療機関等は、減額又は免除された一部負担金等の支払を受けることを要せず、当該一部負担金等相当額については社会保険診療報酬支払基金に請求する。
- (4) 診療報酬明細書の記載について  
「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)の別紙1「診療報酬請求書等の記載要領」の「II 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領」の「第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第2)」の「2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項」の「(35)「療養の給付」欄について」のイの(イ)及びウの(カ)のとおり。

(35) 「療養の給付」欄について（抜粋）

イ 医療保険（高齢受給者及び高齢受給者以外であって限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の提示があった者で高額療養費が現物給付された者に係るものを除く。）に係る入院における「負担金額」の項，入院外における「一部負担金額」の項については，以下によること。

（イ）健康保険，国民健康保険及び退職者医療の場合は，患者の負担金額が「割」の単位で減額される場合には，減額割合を記載して「割」の字句を○で囲み，「円」単位で減額される場合には，減額される金額を記載して「円」の字句を○で囲むこと。

また，負担額が免除される場合は「免除」の字句を○で囲み，支払いが猶予される場合は「支払猶予」の字句を○で囲むこと。

ウ 医療保険（高齢受給者及び高齢受給者以外であって限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の提示があった者で高額療養費が現物給付された者に係るものに限る。）及び老人医療に係る入院における「負担金額」の項，入院外における「一部負担金額」の項については，以下によること。

（カ）健康保険，国民健康保険及び退職者医療の場合は，患者の負担額が「割」の単位で減額される場合には，減額割合を記載して「割」の字句を○で囲み，「円」単位で減額される場合には，減額後の一部負担金の金額を記載して「円」の字句を○で囲むこと。

また，負担額が免除される場合は「免除」の字句を○で囲み，支払いが猶予される場合は「支払猶予」の字句を○で囲むこと。

## 第2 船員保険関係

船員保険についても，第1に準じて取り扱うこと。この場合，一部負担金等減額・免除申請書については，別紙様式2-2を，また，一部負担金等減額・免除証明書については，別紙様式3-2を，さらに一部負担金等還付請求書については，別紙様式4-2により行うものであること。

以上

### （添付資料）

#### 1. 新潟県中越沖地震による政府管掌健康保険及び船員保険の一部負担金等の減免措置に

ついて

(平 19. 8. 30 庁文発第 0830009 号の 1 社会保険庁運営部医療保険課長通知 (日本医師会宛))

2. 新潟県中越沖地震による政府管掌健康保険及び船員保険の一部負担金等の減免措置について

(平 19. 8. 30 庁保発第 0830001 号 社会保険庁運営部医療保険課長通知)

庁文発第 0830009 号の 1  
平成 19 年 8 月 30 日

社団法人 日本医師会長 殿

社会保険庁運営部医療保険課長



新潟県中越沖地震による政府管掌健康保険及び船員保険の  
一部負担金等の減免措置について

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局長あて通知したのでよろしくお取り  
はからい願います。



庁保険発第 0830001 号

平成19年8月30日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部医療保険課長

(公印省略)

新潟県中越沖地震による政府管掌健康保険及び  
船員保険の一部負担金等の減免措置について

健康保険法(大正11年法律第70号。以下「健保法」という。)第75条の2第1項又は船員保険法(昭和14年法律第73号。以下「船保法」という。)第28条ノ3ノ3第1項の規定による一部負担金、保険外併用療養費及び訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免並びに健保法第110条の2第1項及び第2項又は船保法第31条ノ2ノ2第1項及び第2項の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免の内容については、「政府管掌健康保険及び船員保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて」(平成18年11月15日庁保発第1115001号社会保険庁運営部長通知)において示されたところであるが、平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震において被害を受けた被保険者又は被扶養者に対し、下記により、療養を受けた際の一部負担金の減免措置を講じることができることとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、今回の取扱いについて、被保険者、保険医療機関、事業主、船舶所有者その他関係機関に対し、周知方特段のご配慮を願いたい。

## 記

### 第1 政府管掌健康保険

#### 1 一部負担金等の減免の対象となる被害

##### (1) 対象となる災害

本措置の対象となる災害は、平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震であること。

##### (2) 対象となる被害

ア 本措置の対象となる被害は、(1)の災害により、被保険者又はその被扶養者(以下「加入者」という。)の住宅が全壊、大規模半壊又は半壊となったものであること。

イ 本措置の対象となる被害は、別紙1の地域における加入者の住宅をいうものであること。

(3) 被害の認定は、地方公共団体が交付する罹災証明書に基づき行うこと。

#### 2 一部負担金等の減免

(1) 加入者の住宅が全壊となった場合は、当該加入者の申請により、当該加入者が受けた療養に係る一部負担金、保険外併用療養費に係る自己負担額、訪問看護療養費に係る自己負担額、家族療養費に係る自己負担額、家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)のうち、平成19年7月16日から平成19年12月31日(以下「対象期間」という。)の間の額について免除することができること。

(2) 加入者の住宅が大規模半壊又は半壊となった場合は、一部負担金等のうち、対象期間の額について、その1/2を減額することができること。

#### 3 申請

(1) 一部負担金等の減免の措置を受けようとする加入者は、あらかじめ地方社会保険事務局又は社会保険事務所(以下「社会保険事務所等」と

いう。)に対し、一部負担金等減額・免除申請書(別紙様式2参照)を提出し、一部負担金等減額・免除証明書の交付(別紙様式3参照)(以下「証明書」という。)を受けなければならないこと。この場合、加入者が被害を受けた住宅に係る罹災証明書を併せて提出するものであること。証明書を交付した場合における一部負担金等減免証明書交付台帳の取扱いについては、平成18年11月15日付庁保発第1115001号によること。

- (2) ただし、一部負担金等の減免対象たる被保険者等に該当する者であって、やむを得ない事情により一部負担金等の減免に係る証明書を保険医療機関等に提出できず、平成19年9月30日までに一部負担金等を支払っている場合は、一部負担金等還付申請書(別紙様式4参照)により還付を受けることができるものであること。この場合、一部負担金等還付申請書には、支払った一部負担金等に係る領収書を添付するものであること。
- (3) 3(2)において、紛失等により支払を行った一部負担金等に係る領収書が添付することができない場合には、当該申請者に係る診療報酬支払明細書(以下「レセプト」という。)に基づき支給額を算出すること。この場合、対象期間における一部負担金等の算出が困難であるときは、保険医療機関等に照会を行い、対象期間に係る額を確認すること。
- (4) 一部負担金等減額・免除証明書の交付は、適用事業所を管轄する社会保険事務所等にかかわらず、原則として当該申請書の提出を受けた社会保険事務所等において交付すること。
- (5) 一部負担金等還付申請書の提出がなされた場合は、当該加入者に係る適用事業所を管轄する社会保険事務所等において、支払処理を行うこと。したがって、当該適用事業所の管轄とは異なる社会保険事務所等に一部負担金等減額・免除申請書と併せて一部負担金等還付申請書の提出がなされた場合には、一部負担金等還付申請書については適用事業所を管轄する社会保険事務所等へ速やかに回送すること。

船員保険についても、第1に準じて取り扱うこと。この場合、一部負担金等減額・免除申請書については、別紙様式2-2を、また、一部負担金等減額・免除証明書については、別紙様式3-2を、さらに一部負担金等還付請求書については、別紙様式4-2により行うものであること。

一部負担金の減免措置の対象となる市町村

新潟県柏崎市

新潟県長岡市

新潟県三島郡出雲崎町

新潟県刈羽郡刈羽村

一部負担金等 減 額 申請書  
免 除

被保険者証記号番号						
被保険者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
減額等を希望する対象者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
	傷病名					
	発病又は負傷年月日					
減免等を申請する理由						

上記のとおり申請いたします。

平成 年 月 日

社会保険事務所長 殿

被保険者 住 所  
氏 名

印

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。
- 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

一部負担金等 減 額 証明書  
免 除

被保険者証記号番号						
被保険者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
対象者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
減免等の内容						
減 額 負担割合 割 免 除				有効期限 平成 年 月 日		

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

社会保険事務所長



備考

- この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- この証は、対象者一人ごとにこれを作製すること。
- 減免等の内容は、該当しないものを抹消すること。また、証明書の題名についても同様とすること。
- 対象者が被保険者であるときは、対象者の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

一部負担金等 減 額 申請書  
免 除

被保険者証記号番号		㊤			
被保険者	氏名		生年月日		性別
	住所				
減額等を希望する対象者	氏名		生年月日		性別
	住所				
	傷病名				
	発病又は負傷年月日				
減免等を申請する理由					

上記のとおり申請いたします。

平成 年 月 日

〔 社会保険事務局長  
社会保険事務所長 〕 殿

住 所

氏 名

印

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。
- 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

一部負担金等 減 額 証明書  
免 除

被保険者証記号番号		㊟			
被保険者	氏名		生年月日		性別
	住所				
対象者	氏名		生年月日		性別
	住所				
減免等の内容					
減 額 負担割合 割			有効期限		
免 除			平成 年 月 日		

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

〔 社会保険事務局長  
社会保険事務所長 〕

備考

- この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- この証は、対象者一人ごとにこれを作製すること。
- 減免等の内容は、該当しないものを抹消すること。また、証明書の題名についても同様とすること。
- 対象者が被保険者であるときは、対象者の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。



新潟県中越沖地震船員保険一部負担金等還付申請書

被保険者証記号番号		船			
被 保 険 者	氏名		生年月日		性別
	住所				
療養を受けた者	氏名		生年月日		性別
	住所				
療養を受けた 保険医療機関等	名 称				
	所在地				
療 養 を 受 け た 期 間			平成19年 月 日 ~ 平成19年 月 日		
保険医療機関等に支払った一部負担金等の額			円		
還付を申請する理由（該当する番号に○をつけて下さい）					
1 一部負担金等免除証明書又は一部負担金等減額証明書を提出することが出来なかったため。 2 一部負担金等免除証明書又は一部負担金等減額証明書の交付が遅れたため。 3 一部負担金等の減免の申請をすることができなかったため。 4 その他 [ ]					

上記のとおり一部負担金等の還付を申請いたします。

平成 年 月 日

〔 社会保険事務局長  
社会保険事務所長 〕 殿

被保険者 住 所  
氏 名

印